

令和4年度  
一般社団法人静岡県介護福祉士会

## 第14回 定時総会

一般社団法人静岡県介護福祉士会

## 日本介護福祉士会倫理綱領

1995年11月17日宣言

### 前文

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

### (利用者本位、自立支援)

1. 介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

### (専門的サービスの提供)

2. 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。

### (プライバシーの保護)

3. 介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

### (総合的サービスの提供と積極的な連携、協力)

4. 介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

### (利用者ニーズの代弁)

5. 介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

### (地域福祉の推進)

6. 介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職

として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

### (後継者の育成)

7. 介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

## 目 次

### \* 公益社団法人 日本介護福祉士会倫理綱領

○ 第 1 号議案（令和 3 年度事業報告（案）に関する件） .....	1
○ 第 2 号議案（令和 3 年度収支決算報告（案）並びに監査報告に関する件） .....	10
○ 第 3 号議案（役員改選に関する件） .....	16
○ 第 4 号議案（令和 4 年度事業計画（案）に関する件） .....	17
○ 第 5 号議案（令和 4 年度収支予算（案）に関する件） .....	22
○ 代議員名簿 .....	25

入会手続き方法

入会申込書

一般社団法人静岡県介護福祉士会定款

## 総会次第

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 議長団選出
  - (1) 議長選出
  - (2) 書記並びに議事録署名人選出
  - (3) 議長あいさつ
  - (4) 資格審査報告
  - (5) 総会設立宣言
  - (6) 議長より議事運営説明
4. 審議事項

第1号議案	令和3年度事業報告（案）に関する件
第2号議案	令和3年度収支決算報告（案）並びに監査報告に関する件
第3号議案	役員改選（案）に関する件
第4号議案	令和4年度事業計画（案）に関する件
第5号議案	令和4年度収支予算（案）に関する件
5. 議長団退任
6. 閉会あいさつ

【理念】 私たち会員は、良質な介護が提供される社会を目指します。

【活動指針】

職能団体として、社会福祉の在り方に対して意見をもち、県民に提供される介護サービスが良質なものであることを目指します。

重点目標

1. 介護現場のリーダーを育成します。
2. 地域包括ケアシステムの実践者として、地域の介護を考える役割を担います。
3. 介護に携わる者の情報交換の場や仲間が集う場を作り、WLB（ワークライフバランス）を考えていきます。
4. 介護福祉士の専門性を探求し、認定介護福祉士を育成して県内の福祉の発展に寄与します。

【主旨】

令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症は縮小・拡大を繰り返し、様々な介護福祉の現場は翻弄され、影響を受けました。感染の縮小と平穏な日常生活を送るアフターコロナの希望は打ち消され、ウィズコロナを余儀なくされました。

令和 2 年度コロナ禍での事業運営を踏まえ、3 年度の事業計画のもと「介護福祉士の自己研鑽の提案」を役割として、介護福祉士はもとより介護職の方々へ効果的方法等を時事に合わせて実施しました。特に、昨年度内での修了とはなりませんでしたが、今年 4 月に認定介護福祉士の 1 期生の養成研修を修了することができましたことは、継続的な関係者の協力を得ての賜物と感謝すると共に、今後の介護福祉士の立場向上に大きな期待が持てる機会となりました。

また、熱海市の災害に関する支援について、本会より有志を派遣しました。その経験も踏まえ、今後の実践に生かすべき、学びの場の提供や委員会の活発な活動に対して、評価を頂いたことは大きな功績です。

【目的】

1. 介護に従事する者を支える職能団体となる
2. 介護の質を担保するための研修を提案する
3. 地域の介護力を高めるため、在宅生活を守る活動を推進する

【目標】

1. 介護職員の WLB について、提言出来る職能団体となる
2. 地域の会員との関係性を強化する
3. 会員の拡大を図る

【活動報告】

1. 生涯研修体系にある介護福祉士基本研修、ファーストステップ研修、認定介護福祉士養成研修を実施した。そのほかの研修も、オンラインを基本に行い、出前講座では研修の DVD を開発し、多くの事業所に活用していただいた。ウェブによるミニ講座等も実施した。
2. オンラインによる介護の学舎の開催やブロック活動など会員の交流の場を計画したが、例年の集まりの場のスケールには至らなかった。

3. 災害支援委員会を中心に、BCP 策定研修や災害フォーラムなどを実施して、災害支援についての知識と経験を身に着けることができた。

## 〔委員会〕

### 1. 組織強化委員会

オンライン研修を実施する際にも会の PR をパワーポイント資料により説明した。実務者研修では準会員登録を呼びかけた。賛助会員には継続の呼びかけ及び自職場の PR を当会ホームページで行えるよう周知した。オンライン交流会を9月から月1回実施、1回ごとテーマを決め、参加者で意見を言い合う場となり、延べ80名が参加した。

### 2. 認定介護福祉士養成研修委員会

委員会としては講師と打合せを詳細に行い、研修をスムーズに行えるよう情報の共有に努めた。養成研修はⅡ類9科目を17日間で行った。期間中2日間のみ対面研修とし、14日間はオンライン研修、32名が受講した。最終科目の評価結果を待って32名の認定介護福祉士が誕生予定である。

### 3. 災害支援委員会

委員会をオンラインにより6回実施し、主に事業内容の運営について話し合いをした。7月3日に発生した熱海市豪雨災害の際は、静岡 DWAT の派遣依頼を受け、会員から協力者を募集した。8月4日～20日まで延べ21名の会員の協力により、感染予防対策を徹底し、現地での支援活動を行った。

- ・BCP（事業継続計画）策定研修 オンラインで実施した。

開催日 8月1日（日）

受講人数 35名

講師 渡嘉敷唯之氏（株式会社 CoAct 代表、災害支援委員会アドバイザー）

- ・災害フォーラム オンライン研修後、YouTube での限定公開とした。

開催日 10月3日（日）

内容 R1年災害状況、支援活動体験報告 パネルディスカッション

受講人数 36名

発表者 平成の杜施設長 若林久美子氏

長野県介護福祉士会災害対策委員長 本木智恵子氏

静岡県社会福祉協議会 松永和樹氏

静岡県介護福祉士会災害支援委員 鈴木健太氏

- ・「豪雨災害～私たちはその時 どう動きどう備える～」

開催日 12月12日（日）

内容 気象庁ワークショップ「経験したことの無い大雨、その時どうする」を使用して、個人ワークを行った。

受講人数 8名

講師 小楠隆義

### 4. 障がい福祉委員会

障がい福祉施策を理解し、福祉現場の介護の質の向上を目的として研修を実施した。

- ・「高齢化に伴う広汎性発達障がい対応研修」

開催日 7月10日（土） シズウエル

内 容 自閉症スペクトラムの特性の理解と具体的な日常生活支援について学んだ。

受講人数 20名

講 師 津田明雄 氏 (静岡県自閉症協会会長)

・知的障がい者の理解と対応研修

開 催 日 11月28日(日) プラサヴェルデ 402 会議室

内 容 知的障がい者の理解と関わり方について学んだ。

受講人数 21名

講 師 井川淳史 氏 (聖隷クリストファー大学)

・「高齢化に伴う精神障がい者の理解と対応研修」

開 催 日 12月19日(日) シズウエル

内 容 高齢化に伴う精神障がい者の特性、援助の方法を学んだ。

受講人数 30名

講 師 澤野文彦 氏 (静岡県精神保健福祉士協会副会長)

## 5. 広報委員会

- (1) 県民や介護福祉現場への広報活動及び会員相互の情報交流のツールであるホームページで最新情報を提供し、情報の発信をした。
- (2) 会報誌 Bon くら〜じゅは年2回の発行とし会員及び関係機関に配布した。
- (3) 広く県民へ周知する機会でもあるフェスタシズウエルはコロナ禍のため中止となった。
- (4) 介護の日記念事業として、「認知症高齢者に対する介護」をテーマに脳神経内科医の小尾智一氏、認知症の人の家族の会代表石田友子氏を迎え、座談会を実施し、その模様を YouTube で公開した。

## 6. 講師養成委員会

介護保険サービス事業所等への講師派遣に伴う講師としての在り方、教授法を共有する企画をしたが、コロナ禍により実施できなかった。感染対策を強化して依頼があった事業所に対しては、講師登録会員から公募し派遣に繋げた。18件の依頼に対応した。

### 【講師派遣事業】(抜粋)

- (1) TOKAI ライフプラス (株) リフレア

開催日 7月20日(火) 内容 「接遇マナー」について

講 師 櫻井知世

- (2) 静岡鉄道 (株) シニア事業部

開催日 10月5日(火) 内容 「介護技術」について

講 師 齋藤升美

## 7. 外部評価事業委員会

コロナ禍の訪問調査のため昨年同様、訪問時間の短縮、ひとり訪問で対応した。今年度から運営推進会議を活用した評価との選択制になったが、調査員の協力により 63 件の調査を実施した。

## 8. ケアコンテスト委員会

第10回の記念事業として委員会で内容の検討の時間をもったが、コロナ禍のため委託契約締

結には至らなかった。

## 9. 介護の学舎委員会

県内 5 つのサテライト会場からハイブリッドにより実施した。テーマ「LIFE 導入された今、介護福祉士として何を担うべきか」として静岡県立大学短期大学部の鈴木先生、聖隷クリストファー大学の野田先生の協力の下、80 名が参加した。

講義のあと、サービス別に 5 名の方から現状の報告を行った。取り組みに前向きな意見が多く、有意義な学舎となった。

## 10. 高齢者権利擁護等推進事業委員会

### (1) 身体拘束廃止推進員養成研修

感染症拡大防止により、定員を従来の半数 30 名にして実施した。各事業所の身体拘束廃止委員等が課題を持ち寄り、検討、現場での取り組後、実践報告を行った。

### (2) 身体拘束廃止フォーラム

身体拘束が人に及ぼす数々の弊害や実態等について幅広く意識啓発を図ると共に「身体拘束はやむを得ない」といった固定観念や認識を是正していくため、保健・医療・福祉分野関係者はもとより利用者家族を中心に広く県民が身体拘束廃止の意義を理解し、より良いケアの実現に向けて実施した。田中靖代氏の講演及び令和 3 年度の身体拘束廃止推進員養成研修修了者 4 名による実践報告の様子を収録し、動画配信とした。視聴者及び期間限定公開したところ視聴回数 3,383 回を記録した。

## 11. 介護福祉 4 団体合同研修委員会

毎年、一般社団法人静岡県社会福祉士会、NPO 法人静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会、静岡県介護支援専門員協会、当会 4 団体により輪番制で実施。今年度は担当としてテーマ「認知症のある人の意思決定支援ガイドライン」とし中京大学の稲葉一人氏による講義を感染症拡大防止のためオンライン研修として行った。200 名が受講した。冒頭に静岡県希望大使の認知症当事者三浦氏の体験談を視聴し講義としたので、更に理解が深まった。

## 12. 出前講座委員会

県内の小規模な介護事業所職員が介護の知識・技術を学ぶことで介護の質の向上及び介護職員の職場の定着ができるよう、コロナ禍でその実施方法を検討した。その結果、テーマを 10 テーマ（食事の介助、排泄ケア、入浴清拭の介助、認知症のケア（実践）、ターミナルケアの理解、事故予防と緊急時の対応、接遇、虐待と身体拘束廃止、移動移乗、口腔ケア）とし、オンライン研修 31 件、DVD の視聴 256 回、4 事業所へ訪問し講義を行った。

### 〔ブロック活動〕

コロナ禍のため、主にオンライン研修を実施。対面研修は感染症対策を徹底して実施した。

オンライン研修の利点を活かし、遠方からの受講生や事業所単位の申込みもあり、会員・一般問わず受講できた。

### ブロック研修

ブロック	実施日	テーマ (研修形式)	講師	会場	参加人数	
					会員	非会員

富士・富士宮	7月11日	福祉レクリエーション（対面）	倉島 修	多機能型イコイ	5	5
	1月15日	介護×アロマ＝みんなの笑顔（対面）	佐野まい子氏	多機能型イコイ	3	5
駿東・田方	4月30日	介護現場の「身体拘束について考えよう」（オンライン）	永井 華織	(株) かいごラボ	6	2
東部地区合同	8月21日	災害模擬ワーク研修（オンライン）	長倉 浩之	—	8	2
熱海・伊東	5月16日	第1回「ノーリフティング・ケア」（オンライン）	緒方 幸広氏	中伊豆リハビリテーションセンター	6	1
	9月11日	第2回「ノーリフティング・ケア」（オンライン）	緒方 幸広氏	中伊豆リハビリテーションセンター	20	3
	12月8日	認知症ケアミニ研修会（オンライン）	廣野 新 氏	中伊豆リハビリテーションセンター	13	12
	12月15日				14	12
	2月26日	「口腔ケア」の基本と実践（オンライン）	小林 美加氏 稲葉 愛美氏 土屋恵理子氏	中伊豆リハビリテーションセンター	15	10
浜 松	11月16日	「身体のしくみと機能」（オンライン）	古川 和稔氏	4団体合同事務所 内会議室	24	2

各ブロックの担当理事、ブロック長、会員（委員）で次年度の計画、コロナ禍による研修体系の在り方等について会議を実施した。

<ブロック会議>

- 富士・富士宮 5月7日、12月13日、
- 東部地区合同（駿東・田方／熱海・伊東／下田・賀茂）7月25日、10月6日、12月2日
  - 三島市介護福祉士会 6月14日
- 志太・榛原 6月24日、11月28日
  - 焼津市介護福祉士会 4月21日
  - 藤枝市介護福祉士会 7月26日
- 中東遠 10月31日
- 浜 松 10月5日、11月6日、12月13日、2月5日
- ※静岡市介護福祉士会は感染症拡大防止のため活動は自粛した。

[研修委員会・研修事業]

1) 生涯研修制度に沿った研修の実施（公益社団法人日本介護福祉士会認定）

(1)介護福祉士基本研修

介護過程の展開を中心に、生活支援としての介護の視点や自立支援の考え方について学び、現場実践に活かせる介護福祉士の育成を目的とし、オンライン研修及び通信講座にて実施した。

会場	実施日	受講者数
オンライン研修	7/15、22、8/5、9/29 (最終日は通信講座に変更)	28名（修了者27名） 会員25名・非会員3名

## (2)介護福祉士ファーストステップ研修

コロナの感染状況により対面研修とオンライン研修を使い分け実施。基礎的な業務に習熟した介護職員を対象として、的確な判断、対人理解に基づく尊厳を支えるケアが実践でき、小規模チームリーダーや初任者の指導者として任用することを期待できるレベルの視点や技術を有する職員を育成した。

会場	実施日	受講者数
シズウエル	7/8、26、11/8、30、12/14	会員 24 名 (内補講 7 名)
オンライン研修	9/22、30、10/15、28、1/21、2/9、25、3/5、28、4/8	

## (3)介護福祉士実習指導者講習会

介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習Ⅱ」の実習指導者を対象に、必要な専門的知識及び教育方法を修得するために実施した。一般社団法人静岡県介護福祉士会より 52 名に修了証を交付した。

## 2) 認知症に関する研修

### (1)認知症介護基礎研修 ※県の委託事業

介護現場の初任者向けのカリキュラムで実施。オンライン研修で 5 回実施した。

実施日 6/14、6/29、7/12、7/28、8/19

受講者数 206 名

### (2)認知症介護実践研修（実践者研修）（県知事指定）

高齢者介護の実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、介護サービスの充実を図った。県内 3 会場・6 日間で実施した。

（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、静岡会場 5・6 日目を令和 4 年度へ延期した。）

会場	実施日	修了者数	場所
浜松会場	6 月 10 日～9 月 16 日	34 名	アクトシティ浜松
三島会場	10 月 5 日～1 月 12 日	36 名	三島商工会議所
静岡会場	11 月 21 日～5 月 16 日	56 名（見込）	シズウエル

### (3)認知症介護実践研修（実践リーダー研修）（県知事指定）

高齢者介護の実践者が実践研修等で得られた知識・技術をさらに深め、各自施設における課題を掲げ実習に取り組み、チームリーダーとしてのマネジメント能力修得のため、昨年度新型コロナウイルスで中止となり受講できなかった申込者を優先に実践報告を含め 10 日間実施した。緊急事態宣言発令に伴う 2 回の日程延期を受け、9 名は次年度受講に変更した。

（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、最終日を令和 4 年度へ延期した。）

会場	実施日	受講者数
シズウエル	7/20 ・ 8/3 ・ 8/11 ・ 10/4 ・ 10/11 10/18 ・ 11/25 ・ 12/20 ・ 3/30 ・ 5/9	会員 13 名 非会員 26 名

### (4)認知症の最新情報研修

11 月 19 日、ナイトセミナーとしてオンラインにて実施。97 名が受講。脳神経内科医の小尾智一

氏に依頼し、継続研修として実施。認知症そのものだけでなく、認知症の人の家族へのケアや認知症を予防するための方法等、様々な知識を得る機会となった。

### 3) 自己研鑽、キャリアアップ研修

#### (1) ターミナルケア研修～人生の最終段階を支援するために～

1月9日オンラインにて実施。49名が受講し、講義とグループワークを実施。研修委員もファシリテーターとして参加した。改めて多職種との連携の重要性を学んだ。

#### (2) 介護予防講座（体操&口腔ケア）

第1弾 介護予防講に関わる「筋トレ」「効果」「基礎知識」を正しく理解するため実施。実技を含めて静岡・三島の2会場で対面研修にて実施した。

会 場	実 施 日	参加者	講 師
三島総合健康センター	10月2日（土）	13名（会員4名・非会員9名）	木本 愛郎氏
シズウエル	11月27日（土）	14名（会員6名・非会員8名）	

第2弾 シナプソロジー、新型栄養失調予防のための食事改善、口腔ケアなど介護予防に関するノウハウを学ぶため実施した。（オンライン研修）

開 催 日        12月11日（土）  
 発 信 場 所     4団体共同事務所内会議室  
 受 講 者 数     会員5名    非会員11名  
 講 師           佐々木 夏子氏

#### (3) サービス提供責任者研修

指定訪問介護事業所におけるサービス提供責任者が「介護過程の展開」を理解し、介護員としての役割の確立とよりレベルの高い訪問介護計画書の作成を目指し実施した。

開 催 日        7月2日（金）  
 会 場           静岡県総合社会福祉会館シズウエル  
 受 講 者 数     会員3名    非会員18名  
 講 師           勝又由幾

#### (4) 食事のケア研修～口から食べる幸せ～

オンライン研修により8月7日（土）13:30～15:00に実施。事前に学習動画を90分視聴して講義に臨んだ。申込みは67名、当日は45名が受講した。KTスプーンも受講生に配布した。食事の姿勢やスプーンの使い方等複数のカメラを使用しての視聴で大変わかり易く好評だった。

### 4) 後継者の育成

#### (1) 介護福祉士実務者研修

通信課題と並行し静岡・三島会場（2会場）で感染症対策を充分講じて対面で実施した。

実施日（スクーリング） 静岡 8月8日～10月30日 8日間  
 三島 8月21日～11月26日 8日間

受講者数 Aコース（静岡）23名  
 Bコース（三島）13名

## (2)国家資格取得対策（筆記模擬試験・集中講座）

集中講座はオンラインで募集したが開催人数には達せず中止とし、筆記模擬試験は自宅受験とした。

実施日 12月12日（日）

受験者数 15名

## 5) 講師養成研修

感染症拡大防止のため、出前講座をオンラインとしたため、7月4日（日）Zoomを活用できるよう対面とオンライン形式で実施した。

### 〔総会・理事会・日本介護福祉士会関連〕

- (1) 定時総会の運営 感染症拡大防止のため書面決議とした。記念講演については前年に企画した内藤いづみ氏の講演を動画配信した。
- (2) 三役会・理事会の運営 三役会は 6/16・8/15・10/13・12/7・1/31、2/23、理事会は 4/25・6/18・7/19・8/20・10/22・12/17・2/25 共にオンラインで開催した。
- (3) ワーキング活動の推進 オンライン研修では主に担当理事、事務局員で運営、まん延防止が解除後は感染対策を充分講じて対面研修とし、ワーキングの協力を得た。
- (4) 日本介護福祉士会事業への協力  
技能実習指導員講習会の実施 実施日 11/3 受講者数 36名  
倫理に関する研修、災害に関する勉強会等の参加を呼び掛けた。  
運営サポーター・ネクスト人材募集の周知に協力した。
- (5) 東海北陸ブロック Web 会議（10/23・3/27）を行い今まで同様連携を図った。

### 【関係団体・公的機関への協力】

- (1) 各市町の認定審査会及び障害区分審査会委員の推薦
- (2) 介護・福祉に関する講座の講師派遣
- (3) 関係機関への委嘱委員の推薦

### 【後援協力事業一覧】

関係機関	事業名
日本早期認知症学会	第21回日本早期認知症学会学術大会
公益社団法人静岡県理学療法士会	第24回静岡県理学療法士学会
静岡県作業療法士会	第34回静岡県作業療法学会
静岡県社会福祉人材センター	令和3年度 夏・SHIZUOKA 福祉の就職&進学相談会
静岡県立大学短期大学部	令和3年度静岡県立大学短期大学部リカレント教育講座
静岡新聞社・静岡放送	スミセイ ウエルネス セミナー
静岡県社会福祉人材センター	令和3年度 SHIZUOKA 福祉の就職相談会@オンライン
静岡県社会福祉人材センター	令和3年度 冬・SHIZUOKA 福祉の就職相談会
公益社団法人全日本病院協会	第63回全日本病院学会 in 静岡

### 【委員の委嘱一覧】

関係機関	内容
静岡県	静岡県高齢者権利擁護等推進研修企画委員 地域包括ケア推進ネットワーク会議

	しずおか男女共同参画推進会議 静岡県長寿社会保健福祉計画推進・策定部会委員 静岡県働きやすい介護事業所認証委員会委員 静岡県身体拘束ゼロ作戦推進会議
静岡市	静岡市認知症対策推進協議会委員 静岡市認知症初期集中支援チーム検討委員会委員 静岡市障害支援区分認定等審査会委員 静岡市介護認定審査会委員
浜松市	浜松市介護認定審査会委員
藤枝市	藤枝市介護認定審査会委員 藤枝市障害支援区分認定審査会委員 医療・介護連携推進会議委員
伊豆の国市	伊豆の国市介護認定審査会委員
富士宮市	富士宮市介護認定審査会委員 富士宮市障害支援区分認定審査会委員
掛川市	掛川市障害支援区分認定審査会委員
三島市	三島市介護認定審査会委員
(社福) 静岡県社会福祉協議会	静岡県社会福祉人材センター運営委員会委員
	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク会議委員
駿東田方地域リハビリテーション 強化推進事業連絡協議会	駿東田方地域リハビリテーション 強化推進事業連絡協議会委員

## 令和3年度収支決算書(案)

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

## 1.収入の部

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	差異	摘要
大・中・小科目				
1.会費収入	5,674,000	4,967,000	707,000	
(1)年会費・会員	4,950,000	4,476,000	474,000	R2 12名 R3 継続会員1,392名 R3 新入会員88名
(2)年会費・新卒者	4,000	2,000	2,000	1名
(3)年会費・賛助会費	660,000	480,000	180,000	16事業所
(4)準会員会費	60,000	9,000	51,000	3名
2.事業収入	39,789,200	38,265,149	1,524,051	
(1)委員会	19,391,000	20,557,857	△ 1,166,857	
障がい福祉委員会	421,000	390,715	30,285	助成 3研修
講師養成委員会(講師認定委員会)	900,000	1,726,448	△ 826,448	講師派遣 明光会・静岡市・公立学校共済組合他17件
外部評価事業委員会	3,200,000	3,603,000	△ 403,000	R3年度実施59件
介護福祉4団体合同研修委員会	420,000	304,710	115,290	助成
ケアコンテスト委員会	1,500,000	0	1,500,000	中止
介護技術出前講座委員会	7,500,000	9,089,426	△ 1,589,426	静岡県委託
高齢者権利擁護等推進事業委員会	1,354,000	1,603,558	△ 249,558	静岡県委託
認定介護福祉士養成研修委員会	4,096,000	3,840,000	256,000	最終日R4年度へ延期
介護の学舎委員会	0	0	0	
(2)ブロック活動	15,000	0	15,000	
研修・交流会等	15,000	0	15,000	
(3)研修事業	20,383,200	17,707,292	2,675,908	
介護福祉士基本研修	540,000	578,147	△ 38,147	会員@18,000×28名 非会員@35,000×2名
介護福祉士ファーストステップ研修	2,000,000	1,272,908	727,092	会員@80,000×17名 最終日R4年度へ延期
介護福祉士実習指導者講習会	1,435,000	1,466,936	△ 31,936	会員@20,000×22名 非会員@35,000×29名
認知症介護基礎研修	1,500,000	1,729,900	△ 229,900	静岡県委託・テキスト代金@1,100×209名
認知症介護実践研修(実践者研修)	5,048,000	4,545,067	502,933	会員@33,000×26名 非会員@43,000×103名 5・6日目 R4年度へ延期
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	3,564,000	2,455,200	1,108,800	会員@68,000×13名 非会員@78,000×24名 最終日R4年度へ延期
介護職員等による喀痰吸引等研修	0	79,286	△ 79,286	修了証発行手数料 7件
介護福祉士実務者研修	3,800,000	3,744,378	55,622	Aコース24名 Bコース13名 医療的ケア再試験料他
全国一斉模擬試験・集中講座	763,200	92,145	671,055	模試@5,000×18名 集中講座中止
ターミナルケア研修	200,000	261,170	△ 61,170	助成
食事のケア～口から食べる幸せ～	315,000	417,017	△ 102,017	助成
認知症の最新医療研修(ナイトセミナー)	138,000	113,387	24,613	助成
介護予防講座(体操&口腔ケア)	360,000	374,810	△ 14,810	助成
サービス提供責任者研修	180,000	106,046	73,954	助成
技能実習指導員講習会	540,000	470,895	69,105	日介委託 技能実習 353,900 助成 実習受け入れ前研修 116,995
3.雑収入	830,000	798,038	31,962	預金利息・日介ニュース発送補助等
4.基本財産取崩収入	0	0	0	
当期収入合計 (A)	46,293,200	44,030,187	2,263,013	
前期繰越金	36,462,572	36,462,572	0	
収入合計 (B)	82,755,772	80,492,759	2,263,013	

2.支出の部

科 目	予算額	決算額	差異	摘要
大・中・小科目				
1.事業費	25,906,000	21,739,103	4,166,897	
(1)委員会	13,193,000	10,855,832	2,337,168	
組織強化委員会	30,000	24,330	5,670	オンライン交流会 4回実施
災害支援委員会	753,000	649,141	103,859	委員会・熱海災害支援・フォーラム開催等
障がい福祉委員会	123,000	292,306	△ 169,306	静岡県助成事業 3研修
広報委員会	300,000	598,292	△ 298,292	Bonくら2回発行・介護の日記念事業・HP管理料
講師養成委員会(講師選定委員会)	650,000	1,082,243	△ 432,243	講師派遣事業
外部評価事業委員会	2,452,000	2,337,151	114,849	
介護福祉4団体合同研修委員会	280,000	213,504	66,496	
ケアコンテスト委員会	1,440,000	65,385	1,374,615	中止 委員会費
介護技術出前講座委員会	2,500,000	1,630,994	869,006	静岡県委託事業
高齢者権利擁護等推進事業委員会	1,000,000	860,580	139,420	静岡県委託事業
介護の学舎委員会	49,000	188,289	△ 139,289	メイン・サテライト5会場で実施
認定介護福祉士養成研修委員会	2,873,000	2,024,755	848,245	第3期Ⅱ類
通信運搬費	379,000	452,853	△ 73,853	
消耗品費	364,000	436,009	△ 72,009	
(2)ブロック活動	892,000	285,293	606,707	
研修・交流会等	800,000	211,256	588,744	研修・交流会 188,704 ブロック会議 22,552
通信運搬費	47,000	37,720	9,280	
消耗品費	45,000	36,317	8,683	
(3)研修事業	11,821,000	10,597,978	1,223,022	
介護福祉士基本研修	362,000	245,863	116,137	
介護福祉士ファーストステップ研修	1,241,000	926,138	314,862	
介護福祉士実習指導者講習会	940,000	540,072	399,928	
認知症介護基礎研修	891,000	895,604	△ 4,604	全5回オンライン実施
認知症介護実践研修(実践者研修)	3,000,000	2,624,376	375,624	3会場実施
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	1,400,000	1,103,234	296,766	
介護職員等による喀痰吸引等研修	0	1,317	△ 1,317	修了証発行
介護福祉士実務者研修	1,580,000	1,892,232	△ 312,232	2コース実施
全国一斉模擬試験・集中講座	328,000	95,737	232,263	筆記模試自宅受験・集中講座中止
ターミナルケア研修	123,000	207,895	△ 84,895	
食事のケア～口から食べる幸せ～	176,000	351,857	△ 175,857	
「認知症の最新医療」研修(ナイトセミナー)	70,000	78,464	△ 8,464	
介護予防講座(体操&口腔ケア)	130,000	287,737	△ 157,737	
サービス提供責任者研修	108,000	67,593	40,407	
技能実習指導員講習会	170,000	162,885	7,115	日介委託 技能実習 95,002 助成 実習受け入れ前研修 67,883
通信運搬費	664,000	566,013	97,987	
消耗品費	638,000	544,961	93,039	
委員会費	0	6,000	△ 6,000	

## 2.支出の部

科 目	予算額	決算額	差異	摘要
大・中・小科目				
2.管理費	17,451,000	18,183,011	△ 732,011	
事務局員給与	12,102,000	12,004,463	97,537	正規2名 パート職員4名
事務所費	1,080,000	1,036,458	43,542	光熱費・駐車場料金含む
通信運搬費	180,000	159,138	20,862	
ソフト維持費	543,000	233,964	309,036	
旅費交通費	342,000	365,430	△ 23,430	通勤費他
会計顧問料	651,000	650,100	900	
事務費(消耗品・印刷等)	173,000	153,219	19,781	
支払手数料	105,000	112,679	△ 7,679	
活動費	10,000	68,850	△ 58,850	
雑費	40,000	33,000	7,000	
賃借料	360,000	369,900	△ 9,900	各種リース料
租税公課	481,000	1,085,391	△ 604,391	消費税1,008,100 法人市県民税71,000他
書籍料	38,000	46,830	△ 8,830	
保険料	40,000	27,551	12,449	
交際費	30,000	0	30,000	
法定福利費	1,276,000	1,390,338	△ 114,338	
寄付金	0	445,700	△ 445,700	熱海市災害義援金
3.会議費	566,900	467,657	99,243	
総会費	257,900	265,697	△ 7,797	書面表決・記念講演YouTube配信
理事会費	294,000	182,740	111,260	
その他会議費	15,000	19,220	△ 4,220	
4.基本財産取得支出	0	353,900	△ 353,900	定期預金満期・PCA会計ソフト
5.予備費	500,000	0	500,000	
当期支出合計(C)	44,423,900	40,743,671	3,680,229	
当期収支差額(A)-(C)	1,869,300	3,286,516	△ 1,417,216	
当期繰越収支差額(B)-(C)	38,331,872	39,749,088	△ 1,417,216	

**財産目録**  
令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
1資産の部		
(1)流動資産		43,189,282
1)現金預金		30,654,671
①手元有高	178,222	
②普通預金	30,476,449	
静岡銀行吉田支店 401・・・	4,826,226	
静岡銀行吉田支店 411・・・	15,194,538	
静岡銀行本店 164・・・	857,772	
郵便振替口座 00830-596・・・	642,168	
郵便局総合口座 12320-435・・・	1,610,497	
清水銀行静岡支店 2517・・・	6,029,421	
清水銀行静岡支店 2518・・・	1,315,827	
2)未収金		11,754,719
		実践介護技術向上支援事業 高齢者権利擁護等推進事業 福祉人材確保対策事業 他
3)貯蔵品		175,351
		生涯研修手帳 テキスト 介護用品(販売品)
5)前払費用		588,060
4)仮払金		16,481
		源泉年末調整分
(2)固定資産		46,239,331
1)敷金		24,000
		駐車場
2)什器備品		4
		備忘価格として
3)ソフトウェア		263,120
		PCA会計ソフト
3)基本財産		45,952,207
①定期預金	45,952,207	
ゆうちょ銀行 52320-942・・・	5,630,000	
静岡銀行 167・・・	26,050,240	
清水銀行 4000・・・	14,271,967	
資産合計		89,428,613
2負債の部		
(1)流動負債		3,264,843
1)未払費用		543,111
		R3年度事業費
2)前受金		2,525,634
		R4年度へ延期研修 受講料
3)前受会費		60,000
		R4年度賛助会員年会費
4)預かり金		136,098
		R4年3月源泉所得税
負債合計		3,264,843
正味財産		86,163,770

# 正味財産増減計算書

令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金額	備考
1 増加の部		
(1)資産増加額	5,657,100	
基本財産預金増加額	2,041,684	
ソフトウェア増加額	328,900	
当期収支差額	3,286,516	
2 減少の部		
(1)資産減少額	2,081,980	
基本財産預金減少額	2,016,000	
ソフトウェア減少額	65,780	減価償却
貯蔵品減少額	200	
当期正味財産増減額	3,575,120	
前期繰越正味財産額	82,588,650	
期末正味財産合計額	86,163,770	

1.固定資産等の増減およびその残高は次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貯蔵品	175,551	0	200	175,351
什器備品	4	0	0	4
ソフトウェア	0	328,900	65,780	263,120
敷金	24,000	0	0	24,000
定期預金	45,926,523	2,041,684	2,016,000	45,952,207
合計	46,126,078	2,370,584	2,081,980	46,414,682

2.次期繰越収支差額の内容は次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期末残高
手持現金	138,204	178,222
普通預金	27,485,404	30,476,449
その他流動資産	9,723,027	12,359,260
流動負債	884,063	3,264,843
次期繰越収支差額	36,462,572	39,749,088

## 監 査 報 告 書

私たち監事は、令和3年度における職務執行状況及び財産状況について監査しました。以下のとおり報告致します。

### 1. 監事の監査方法について

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか理事等から業務の報告を聴取、更に重要な決済書類等を閲覧、静岡県介護福祉士会において業務及び財産状況を調査しました。

また、令和4年4月21日同所において会計帳簿調査を行い、収支決算書報告、財産目録、正味財産増減計算書（以下「計算書類」という。）について検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、「計算書類」の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 事業報告書は、ほぼ令和3年度事業計画に沿って事業展開されたことを認めます。
- (3) 理事の職務遂行に関する不正行為は認められません。

令和 4 年 4 月 21 日

一般社団法人 静岡県介護福祉士会

監 事

小林 彰宏   
天原 みつ子   
須田 和枝 

第3号議案 役員改選 ~~(案)~~ に関する件

※敬称略

<退任理事> 及川ゆりこ 遠藤勉 小池佳子 西城昌美 杉山弘卓 吉田美夕紀

<新理事候補> 佐野真弓 宇佐美真澄 鍋田弥寿人 佐藤葉子 杉本洋子 須田和枝

<新監事候補> 山畑晋也

令和4・5年度一般社団法人静岡県介護福祉士会役員候補者名簿

役名	氏名	所属先
理事	水野 公智	株) 櫻ブレイン 小規模多機能ホーム樹
理事	齋藤 升美	社会福祉法人駿府葵会 特養・久能の里
理事	増田 知佐子	特養・第二開寿園
理事	佐野 真弓	医療法人喜生会 新富士病院
理事	永井 華織	三島市ハーベストライフみのり南二日町
理事	長倉 浩之	ケアプランセンターみはるの丘
理事	須田 和枝	
理事	宇佐美 真澄	清水町地域包括支援センター
理事	櫻井 知世	株) 櫻ブレイン 小規模多機能ホーム樹
理事	飯塚 哲男	社会福祉法人桂 カリタス21居宅介護支援事業所
理事	鍋田 弥寿人	特養・白扇閣
理事	佐藤 葉子	特養・菜の花
理事	杉本 洋子	東海文化高等専修学校
理事	榎本 利江	医療法人社団瑞芳会 石垣内科医院あおぞらライフ
理事	小楠 隆義	特養・浜名湖園
理事	村松 正広	特養・第2砂丘寮
理事	高松 裕美	医療法人社団綾和会 浜松南病院通所リハビリテーション
監事	大原 みつぎ	ポップライフ
監事	小林 彰宏	ケアプランはるな
監事	山畑 晋也	株) ワールドケアサポート

## 【理念】

私たちは、良質な介護を提供するための自己研鑽に努めます。私たちは、介護福祉士と介護に携わる人たちの環境改善に努めます。

## 【活動指針】

介護福祉士の実践の場での活躍を支えるため、より良い研修の在り方と様々な課題解決に向けた研修等を提案します。また、介護に携わる者の心と体のバランスや職場環境の問題などに寄り添うことを考えていきます。

### 重点目標

1. 様々な介護実践の場に必要な自己研鑽の機会をオンラインや対面など研修の在り方を検討して、生涯研修体系にある研修及び、知識と技術を身に着けるための各種研修を提供します。
2. 介護に携わる者の情報交換の場や仲間が集う場を作り、WLB（ワークライフバランス）や職場の環境問題などを考えていきます。
3. オンライン研修等の環境を整備し、広く介護職員への研鑽の場を提供します。
4. 組織強化を念頭に、オンライン交流の場や本会の存在とメリットの啓発活動を行い、入会促進と会員の定着を目指します。

## 第4号議案 令和4年度事業計画~~（案）~~に関する件

## 【主旨】

生涯研修制度が構築され、本会の介護チームのリーダー養成の力も大きく成長しました。力のある介護福祉士をさらに養成していきます。一方で介護福祉現場等で蓄積された身体的・精神的疲労やハラスメント等の問題が大きくなってきている今、この問題にも向き合っていきます。

また、本会の仲間を増やし、組織力を高め、山積する課題を検討できる組織を目指していきます。さらに県民の介護福祉の充実を目指し、災害対策・支援等についても専門職の視点で関わっていきます。

## 【目的】

1. 介護に従事する者を支える職能団体となる
2. 介護の質を担保するための研修を提案する
3. 災害対策、支援が検討できる介護福祉士を養成する。
4. 組織の力を強くする。

## 【目標】

1. 職能団体として、介護職員等のWLBについて提言出来る。
2. 災害対策、支援などの研修の提案や検討ができる介護福祉士を増やしていく。
3. 会員の拡大

## 〔委員会〕

1. 組織強化委員会

各種研修、ブロック活動において入会促進の働きかけを強化し、入会案内の配布や声掛けを積極的に行う。会員交流会を定期的で開催し、意見交換の場を設ける。また、介護職員に対して介護の相談事業を実施し、会のPRに努める。さらに、賛助会員、準会員の拡大及び県民に向けた会の周知を図る。

## 2. 災害支援委員会

災害時のマネジメントやボランティアの育成・派遣など、職能団体としての在り方や実際の対応等を企画検討し、実施する。県DWATや他職能団体との連携協力、他県との情報交換や「災害協定」などネットワーク作りも進めていく。

「災害フォーラム」「情報伝達研修」「HUG 訓練研修」「災害支援模擬研修」等を予定。委員会もオンラインにより定期的に行う。

## 3. 障がい福祉委員会

障がい福祉施策を理解し、介護の質の向上を目的として研修及び情報交換を行う。

「高齢者スペクトラム対応研修」「強度行動障がい者の理解と支援研修」「知的障がい者支援研修」「精神障がい者対応研修」を予定している。

## 4. 広報委員会

(1)県民や介護福祉現場への広報活動及び会員相互の情報交流のツールであるホームページを積極的に活用し広く情報を発信する。

(2)会報誌 Bon くら〜じゅを年2回の発行とする。会員及び関係機関に配布する。

(3)広く県民へ周知する機会でもあるフェスタシズウエルへ協力する。

## 5. 倫理委員会

職能団体として、公益社団法人日本介護福祉士会で定める倫理綱領及び行動規範を遂行するために委員会を設置する。

## 6. 外部評価事業委員会

県内の地域密着型サービス外部評価対象事業所に対して、法の改正により状況に併せて対応していく。訪問調査の際は感染症拡大に充分考慮し、調査事業を円滑に運営していく。

## 7. ケアコンテスト委員会

今年度のケアコンテストは10回目として実施するため、記念すべき事業として運営する。感染症拡大を考慮しながら企画、運営全てを行うため会員の協力を得る。11月13日（日）グランシップで実施予定。

## 8. 介護の学舎委員会

県内養成校と協力、連携して開催する。テーマを設定し広く介護に関わる方々の集いの場とする。今年度も聖隷クリストファー大学に共催し12月にオンラインで実施予定。

## 9. 出前講座委員会

県内の小規模な介護事業所職員が介護の知識・技術を学ぶことで介護の質の向上及び介護職員の職場の定着ができるよう実施する。感染症拡大防止のため、昨年同様オンライン研修、DVD視聴で行う予定。講師として自信を持って講義できるよう講師養成も担う。

## 〔ブロック活動〕

県内8ブロックの地域に分け担当理事、ブロック長、各地域の会員（担当者）が中心になりブロック活動を推進する。地域包括ケアシステムを意識した市町の取組みも視野に入れていく。引き続き、感染症拡大防止のためにZoomミーティングやオンライン研修を積極的に実施していく。

## 〔研修委員会・研修事業〕

### 1) 生涯研修制度に沿った研修の実施（公益社団法人日本介護福祉士会認定）

#### (1) 介護福祉士基本研修

有資格者は介護過程の展開を専門性としその手法が現場で重要になるため、介護過程の展開を中心に、生活支援としての介護の視点や自立支援の考え方について学び、現場実践に活かせる介護福祉士の育成を目的とし4日間で実施する。認定介護福祉士を目指すために受講必須のファーストステップ研修の受講要件となる。感染症対策を講じて対面形式で7月から実施予定。

#### (2) 介護福祉士ファーストステップ研修

基礎的な業務に習熟した介護職員を対象として、的確な判断、対人理解に基づく尊厳を支えるケアが実践でき、小規模チームのリーダーや初任者の指導者として任用することを期待できるレベルの視点や技術を有する職員を育成する。7月～3月、15日間で実施予定。

#### (3) 認定介護福祉士養成研修

介護福祉士養成課程では学べない新たな知識（医療、リハビリ、福祉用具と住環境、認知症、心理・社会的支援、マネジメント等）修得し多職種との連携・協働を含めた認定介護福祉士として十分な介護実践力を身につける。今年度は2期生対象にI類4科目（7日間）を実施する。

#### (4) 介護福祉士実習指導者講習会

介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習Ⅱ」の実習指導者に対して、必要な専門的知識及び教育方法を習得するために実施する。感染症対策を講じて対面により1コースのみ（4日間）実施する。

### 2) 認知症に関する研修

#### (1) 認知症介護実践研修（実践者研修）（県知事指定）

高齢者介護の実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、介護サービスの充実を図る。6日間のカリキュラムにより県内3会場で、感染対策を充分講じて対面研修で実施予定。新カリキュラムに対応するため講師の打合せを実施。

#### (2) 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）（県知事指定）

静岡県認定、高齢者介護の実践者が実践研修等で得られた知識、技術をさらに深め、施設又は事業所において、ケアチームを効果的かつ効率的に機能させる能力を有した実践リーダーを養成する。10日間のカリキュラムにより感染対策を充分講じて実施する。新カリキュラムに対応するため講師の打合せを実施。

#### (3) 認知症の最新情報研修

継続的に小尾先生をお迎えし最新医療の情報提供の場とする。業務を終えてからのナイトセミナーとしてオンライン研修で実施予定。

### 3) 自己研鑽、キャリアアップ研修

#### (1) ターミナル研修

ターミナルケアに携わる上で必要な「正しい知識」と「確かな技術」を講義や事例等を通して学ぶ。感染症対策を充分講じて対面研修とし2月に実施予定。

#### (2) サービス提供責任者研修

サービス提供責任者が介護過程の展開を理解し、役割を全うし「利用者の自立支援に向けた介護の提供」「在宅で看取る事の出来る介護の提供」等介護業界での役割確立とよりレベルの高い訪問介護計画書の作成を目指す。感染対策を充分講じて対面により9月頃実施予定。

#### (3) 食事のケア研修～口から食べる幸せ～

口から食べる事が困難な方への支援に携わる従事者が知識・支援技術を学び、口から食べる事の幸福感や重要性を普及・啓発していくことを目指す。オンライン研修で8月に実施予定。

#### (4) 介護過程の展開研修 ―アセスメントの視点を学ぶ―

介護過程とは介護実践の根拠となるものであり、利用者の生活支援において、個別ケアや具体的な介護方法を示すものである。介護過程の展開によって利用者の心身の状況に応じた質の高い個別ケアが提供でき、利用者のQOLの向上につながるよう、専門職として、根拠ある支援ができるようアセスメントの視点を学ぶ。

#### (5) 介護記録研修 ―LIFE 導入に向けて―

科学的根拠をもった専門性の高い介護サービスに繋がる介護記録を現場で実践できるようになることを目的に実施。LIFE 導入に伴い、介護記録の視点や準備について学ぶ。

#### (6) 次世代リーダー研修

現場のリーダーの不安や悩みを解決し、自信を持ってリーダーシップを発揮できるよう、知識や技術を学ぶ。

#### (7) 身体拘束廃止推進員養成研修

権利擁護や身体拘束廃止の意義を学び、自職場での実態を把握し、身体拘束廃止取り組み報告を行う。感染症拡大防止のため、受講予定者数を30名とし、3日間で実施予定。

#### (8) 身体拘束廃止フォーラム

身体拘束が人に及ぼす数々の弊害や実態等について幅広く意識啓発を図ると共に「身体拘束はやむを得ない」といった固定観念や認識を是正していくため、保健・医療・福祉分野関係者はもとより利用者家族を中心に広く県民が身体拘束廃止の意義を理解し、より良いケアの実現に向けて、講演や身体拘束廃止推進員養成研修修了者による実践報告等により周知していく。感染症拡大防止のため収録、YouTube 視聴を行う予定である。

#### (9) 介護福祉4団体合同研修

一般社団法人静岡県社会福祉士会、NPO 法人静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会、静岡県介護支援専門員協会、当会4団体により実施する。今年度はケアマネ協会が企画運営し、協力していく。

(10) 外国人・技能実習生等受入れ前事前研修

外国人の介護職員や技能実習生の受入れが増えるなか、文化、生活様式に触れどのような対応をしたら良いかを学び自職場の研修に活かせるようにする。

4) 後継者の育成

(1) 介護福祉士実務者研修

国家試験受験要件でもある本研修を実施することで後継者の育成を行う。三島・静岡の2会場で実施予定。

(2) 国家資格取得対策

- ・対策講座 講師により出題傾向を検討、オンラインによる集中講座を3日間実施
- ・全国一斉筆記模擬試験 日本介護福祉士会で作成する筆記模擬試験で実力を試し、自信を持って、国家試験に臨めるようにする。

[総会・理事会・日本介護福祉士会関連]

(1) 定時総会の運営

感染症対策を充分講じて対面で実施する。

日本介護福祉士会主催の「組織強化に関する報告会」を実施する。

(2) 三役会、理事会の運営

理事会は偶数月の第3金曜日に実施予定。当面 Zoom ミーティングを予定。理事会の前に三役会を開催する。

(3) ワーキング活動の推進

対面研修、オンライン研修共に会員の協力体制を整え実施する。

(4) 日本介護福祉士会事業への協力

技能実習指導員研修は委託事業として実施（12月予定）

令和4年度全国大会、日本介護学会の開催（全国大会はオンライン開催）

開催日 10月19日（水）20日（木） 会場：神奈川県大さん橋ホール

他事業への参加、委託事業等へ協力していく。

[関係団体・公的機関への協力]

- (1) 各市町の認定審査会及び障害区分審査会委員の推薦
- (2) 介護・福祉に関する講座の講師派遣
- (3) 関係機関への委嘱委員の推薦

第5号議案 令和4年度収支予算(案)に関する件

令和4年度収支予算書 (案)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1.収入の部

(単位 円)

科 目 大・中・小科目	予算額	前年度予算額	差異	摘要
1.会費収入	5,119,000	5,674,000	△ 555,000	目標正会員1,500名
(1)年会費・会員	4,500,000	4,950,000	△ 450,000	1,500名(新入会150名・継続1,350名)
(2)年会費・新卒者	4,000	4,000	0	新卒者@2,000×2名
(3)年会費・賛助会費	600,000	660,000	△ 60,000	20事業所@30,000
(4)準会員会費	15,000	60,000	△ 45,000	5名@3,000
2.事業収入	36,998,000	39,789,200	△ 2,791,200	
(1)委員会	14,180,000	13,521,000	659,000	
障がい福祉委員会	480,000	421,000	59,000	助成事業・4研修
講師養成委員会(講師選定委員会)	1,500,000	900,000	600,000	静岡市・知的障がい初任者他
外部評価事業委員会	3,200,000	3,200,000	0	50件
ケアコンテスト委員会	1,500,000	1,500,000	0	10年記念
介護の学舎委員会	0	0	0	オンライン・無料
介護技術出前講座委員会	7,500,000	7,500,000	0	オンライン・対面・DVD対応
(2)ブロック活動	0	15,000	△ 15,000	
研修・交流会等	0	15,000	△ 15,000	オンライン主流のため無料
(3)研修事業	22,818,000	26,253,200	△ 3,435,200	
介護福祉士基本研修	540,000	540,000	0	@18,000×30名 4日間
介護福祉士ファーストステップ研修	1,600,000	2,000,000	△ 400,000	@80,000 20名 15日間
認定介護福祉士養成研修	1,600,000	4,096,000	△ 2,496,000	11月開講・24名・7日間 前年度延期分受講料加算
介護福祉士実習指導者講習会	1,530,000	1,435,000	95,000	@20,000×20名 @35,000×34名
認知症介護基礎研修	0	1,500,000	△ 1,500,000	eラーニングへ移行
認知症介護実践研修(実践者研修)	5,601,000	5,048,000	553,000	@33,000×35名 @43,000×84名 三島35名・浜松35名・静岡49名 前年度延期分の受講料
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	4,013,000	3,564,000	449,000	@68,000×15名 @78,000×34名 静岡49名 前年度延期分の受講料
認知症の最新情報研修	120,000	138,000	△ 18,000	助成事業 オンライン100名
ターミナル研修	260,000	200,000	60,000	助成事業 対面 50名
サービス提供責任者研修	100,000	180,000	△ 80,000	助成事業・対面30名
食事のケア～口から食べる幸せ～	410,000	315,000	95,000	助成事業・オンライン
介護過程 アセスメントの視点を学ぶ	190,000	0	190,000	助成事業30名
記録研修～LIFE導入に向けて～	190,000	0	190,000	助成事業30名
次世代リーダー研修	270,000	0	270,000	助成事業 2日間 30名
高齢者権利擁護等推進事業	1,600,000	1,354,000	246,000	3日間・フォーラム視聴
介護福祉4団体合同研修	0	420,000	△ 420,000	他団体担当
介護福祉士実務者研修	3,850,000	3,800,000	50,000	2コース各32名・前年度相当
全国一斉模擬試験・集中講座	450,000	763,200	△ 313,200	対策講座:オンライン3日間24名(助成) 筆記模試@6,000×30名
技能実習指導員講習会	340,000	380,000	△ 40,000	日介の委託事業
外国人・技能実習生等受入れ事前研修	130,000	160,000	△ 30,000	助成事業・対面20名
介護職員等による喀痰吸引等研修	24,000	0	24,000	研修は中止、実務者研修 修了者の実習証明手数料
介護予防講座(体操&口腔ケア)	0	360,000	△ 360,000	実施しない
3.雑収入	800,000	830,000	△ 30,000	日介発送手数料
4.基本財産取崩収入	0	0	0	
当期収入合計 (A)	42,917,000	46,293,200	△ 3,376,200	
前期繰越金	39,749,088	36,462,572	3,286,516	
収入合計 (B)	82,666,088	82,755,772	△ 89,684	

## 2.支出の部

科 目	予算額	前年度予算額	差異	摘要
大・中・小科目				
1.事業費	22,095,290	25,906,000	△ 3,810,710	
(1)委員会	8,568,000	9,040,000	△ 472,000	
組織強化委員会	500,000	30,000	470,000	オンライン交流会(定例) 介護相談(月2回・2H・2名)
災害支援委員会	540,000	753,000	△ 213,000	各研修事業等
障がい福祉委員会	300,000	123,000	177,000	4研修
広報委員会	300,000	300,000	0	Bonくら～じゅ発行(2回)委員会費
倫理委員会	100,000	0	100,000	委員会費
講師養成委員会(講師選定委員会)	1,000,000	650,000	350,000	講師料・交通費等
外部評価事業委員会	2,036,000	2,452,000	△ 416,000	調査員報酬;交通費等50件分 ひとり調査想定
ケアコンテスト委員会	1,500,000	1,440,000	60,000	グランシップ会場費他
介護技術出前講座委員会	1,400,000	2,500,000	△ 1,100,000	講師料・動画撮影他
介護の学舎委員会	180,000	49,000	131,000	打合せ・講師料・ワーキング活動費他
通信運搬費	425,000	379,000	46,000	
消耗品費	287,000	364,000	△ 77,000	
(2)ブロック活動	870,000	892,000	△ 22,000	
研修・交流会等	800,000	800,000	0	
通信運搬費	42,000	47,000	△ 5,000	
消耗品費	28,000	45,000	△ 17,000	
(3)研修事業	12,657,290	15,974,000	△ 3,316,710	
介護福祉士基本研修	224,290	362,000	△ 137,710	打合せ費・会場費・講師料他
介護福祉士ファーストステップ研修	1,000,000	1,241,000	△ 241,000	会場費・講師料他
認定介護福祉士養成研修	800,000	2,873,000	△ 2,073,000	
介護福祉士実習指導者講習会	700,000	940,000	△ 240,000	会場費・講師料・ファシリ代他
認知症介護基礎研修	0	891,000	△ 891,000	
認知症介護実践研修(実践者研修)	3,000,000	3,000,000	0	3会場・講師料・ファシリ代
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	1,250,000	1,400,000	△ 150,000	1会場・講師料・ファシリ代
認知症の最新情報研修	80,000	70,000	10,000	講師料・活動費他
ターミナル研修	170,000	123,000	47,000	講師料・会場費・打合せ
サービス提供責任者研修	70,000	108,000	△ 38,000	講師料・会場費・活動費他
食事のケア～口から食べる幸せ～	380,000	176,000	204,000	講師料・会場費・事前打合せ他
介護過程 アセスメントの視点を学ぶ	130,000	0	130,000	講師料・会場費・打合せ他
記録研修～LIFE導入に向けて～	130,000	0	130,000	講師料・会場費・打合せ他
次世代リーダー研修	210,000	0	210,000	講師料・会場費・打合せ
高齢者権利擁護等推進事業	900,000	1,000,000	△ 100,000	
介護福祉4団体合同研修	10,000	280,000	△ 270,000	他団体担当のため打合せのみ
介護福祉士実務者研修	1,900,000	1,580,000	320,000	講師料・会場費・ファシリ代・打合せ他
全国一斉模擬試験・集中講座	200,000	328,000	△ 128,000	講師料・会場費・ファシリ代・打合せ他
技能実習指導員講習会	90,000	110,000	△ 20,000	講師料・会場費他
外国人・技能実習生等受入れ事前研修	60,000	60,000	0	講師料・会場費他
介護職員等による喀痰吸引等研修	0	0	0	中止
介護予防講座(体操&口腔ケア)	0	130,000	△ 130,000	
通信運搬費	808,000	664,000	144,000	
消耗品費	545,000	638,000	△ 93,000	
消耗品費	0	0	0	

## 2.支出の部

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	差異	摘要
大・中・小科目				
2.管理費	18,814,100	17,451,000	1,363,100	
事務局員給与	12,310,000	12,102,000	208,000	常勤2名・パート4名 (一部外部評価で支出)
事務所費	1,037,000	1,080,000	△ 43,000	光熱費・駐車場料金含む
通信運搬費	205,000	180,000	25,000	電話・各種郵便・ネット接続等
ソフト維持費	235,000	543,000	△ 308,000	会計管理・ウィルスソフト
旅費交通費	600,000	342,000	258,000	通勤費含
会計顧問料	650,100	651,000	△ 900	確定申告・税務計算
事務費(消耗品・印刷等)	140,000	173,000	△ 33,000	紙代・インク・事務用品一式他
支払手数料	120,000	105,000	15,000	
活動費	60,000	10,000	50,000	発送手伝い
雑費	33,000	40,000	△ 7,000	年会費
賃借料	752,000	360,000	392,000	リース物件(複合機・電話・印刷機・宛名 印刷機・大判プリンター)
租税公課	1,200,000	481,000	719,000	消費税・法人税・印紙税他
書籍料	18,000	38,000	△ 20,000	おはよう21・介護人材・福祉新聞他年間 購読他
保険料	27,000	40,000	△ 13,000	介護技術に関する研修参加者
交際費	20,000	30,000	△ 10,000	祝儀等
法定福利費	1,407,000	1,276,000	131,000	社会保険、雇用保険、中退共掛け金
寄付金	0	0	0	
3.会議費	910,000	566,900	343,100	
総会費	350,000	257,900	92,100	定時総会(対面)活動費・交通費
理事会費	500,000	294,000	206,000	理事・監事・顧問/理事会6回・三役会 6回(交通費・活動費)
その他会議費	60,000	15,000	45,000	東海北陸ブロック2回
4.基本財産取得支出	0	0	0	
5.予備費	500,000	500,000	0	災害準備金
当期支出合計(C)	42,319,390	44,423,900	△ 2,104,510	
当期収支差額(A)-(C)	597,610	1,869,300	△ 1,271,690	
当期繰越収支差額(B)-(C)	40,346,698	38,331,872	2,014,826	

一般社団法人静岡県介護福祉士会 代議員一覧

※任期期間 <令和4年度の定時総会終了まで>

NO	ブロック	氏名	NO	ブロック	氏名
1	富士・富士宮 (4名)	小崎 純子	26	静岡市介護福祉士会 (12名)	塚本 純一
2		渡邊 和代	27		堀 清詞
3		石川 千春	28		増井 裕子
4		市川 智子	29		大波 智裕
5	駿東・田方 (11名)	宮澤 素子	30		西野 雅之
6		八木 静香	31		山田 英和
7		奥城 猛	32	鈴木 淡	
8		柴田 和之	33	堀田 隆弘	
9		宇佐美真澄	34	杉浦 正貴	
10		山口 淑子	35	伊東三枝子	
11		殿田みさを	36	磯邊 清孝	
12		坂下 裕	37	吉田 和史	
13		鈴木都志子	38	大橋 一良	
14		内田 清敬	39	小見山綾乃	
15		小田 明弘	40	鈴木 直江	
16	熱海・伊東 (2名)	石黒 恵子	41	中 東 遠 (4名)	市村 笑子
17		長岡 紀澄	42		太田 由貴
18	下田・賀茂 (2名)	吉田美代子	43		鈴木 健太
19		石田 徳子	44	戸倉 恭世	
20	静岡市介護福祉士会	鍋田弥寿人	45	浜 松 (7名)	加茂 伸幸
21		良知 由浩	46		内山 栄介
22		川守成太郎	47		小野田ひろ美
23		宮谷 佳亜	48		安形 典子
24		原田むつみ	49		磯部 利之
25		山道 昇三	50		杉本 洋子

## 入会手続き方法

一般社団法人静岡県介護福祉士会に入会すると同時に、公益社団法人日本介護福祉士会へも会員登録されます。入会手続きは、書面又は下記QRコードよりお願いします。

### ①入会申込書

表紙【注意事項】、表紙裏面【概要・記入方法】、裏面【重要事項】をご確認いただき、裏面記入例を参照し申込書に必要事項を記入します。メールアドレスについては、情報を送付する場合がありますので、明確な記載を行ってください。(別紙参照)

### ②預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に必要事項を記入します。

①・②それぞれの1、2枚目を返信用封筒により日本介護福祉士会へ郵送して下さい。

(3枚目は控えとなります。)



③預金口座振替の手続きが完了し、(書類に不備がある場合、直接日本介護福祉士会から通知があります)  
指定口座より年会費が引落としされます。



④日本介護福祉士会事務局から、生涯研修手帳が郵送されます。

\*現在、入会手続き完了まで最短で1ヶ月半程かかる状況です。ご了承願います。

### 入会時の納入金

11,000円 (①+②+③)

<内 訳>

日本介護福祉士会	入会金	5,000円	……①
日本介護福祉士会	年会費	3,000円	……②
静岡県介護福祉士会	年会費	3,000円	……③



### WEB入会



### 連絡先

一般社団法人静岡県介護福祉士会事務局

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館 4階

TEL 054-253-0818 FAX 054-253-0829

E-mail [shizukai@cy.tnc.ne.jp](mailto:shizukai@cy.tnc.ne.jp)

<http://shizukai.jp>

# 日本介護福祉士会入会申込書

1/3 日本介護福祉士会控

日本介護福祉士会 会長 殿

私は、貴会の目的に賛同の上、

1. 貴会の定款・倫理綱領を確認し、遵守すること
2. 【個人情報について】及び貴会の個人情報方針を確認し、同意したこと
3. 入会年度以降、所属した年度について、会費を全て納入すること
4. (再入会の方) 退会した年度を含め、会費を全て納入すること

以上の項目を誓約し、入会を申し込みます。

		申込日 (西暦)		年	月	日
ふりがな		性別	生年月日 (西暦)	年	月	日
氏名			携帯電話	( )	—	
E-mail (いずれか必須)	①キャリアメール以外 (gmail, yahoo, 会社にて使用の個人アドレス等)					
	②キャリアメール (au, docomo, softbank, その他携帯アドレス等)					
郵便物送付先 (送付先に○)	1. 自宅	2. 勤務先	3. その他*	(*その他を選択した場合のみ記載) 〒		
				建物名	(*その他を選択した場合のみ記載)	
所属する 都道府県 介護福祉士会	*自宅または勤務先の都道府県をご記入ください。		都 道 府 県	部屋番号	Tel : ( )	
自宅 住所	〒		都 道 府 県	市 区 郡 町 村		
	建物名		部屋番号		Tel : ( )	
勤務先 名称・住所	名 称	(法人名 ※社会福祉法人〇〇会等) (施設名 ※特別養護老人ホーム〇〇等)	種別 コード ※表紙裏参照 ※複数選択可	職 種		
	〒					
			都 道 府 県	市 区 郡 町 村		
		建物名	部屋番号		Tel : ( )	
介護福祉士 の資格取得 方法	コード	養成施設・福祉系高校名 (コード1以外の方)	卒業年月	国家試験合格年		
			西暦 年 月	西暦 年		
介護福祉士登録番号 (取得済の方)						
*資格登録証に記載されている登録番号をご記入ください。 *K から始まる番号は合格番号であり、登録番号ではございません。 第 号						
入会の きっかけ	1. HP・リーフレットを見て 2. 勤務先からの紹介 3. 会員からの紹介 4. 研修会参加 5. 学校からの紹介 6. 合格通知に同封されていた案内を見て 7. その他 ( )					
会員証	カード型の会員証発行 (300 円) をご希望の方は、以下口に✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> カード型の会員証発行を希望します。					

## 事務局記入欄

受付日	会員番号	(日 介) (都道府県)	入会区分	G	地区	
	会費納入方法	1: 自動引落 2: 振込 (郵便・コンビニ) 3: 都道府県経由 5: その他 (不備)		再	ブロック	
						初回振替月

## 事務局備考

--	--	--	--	--	--	--

# 一般社団法人静岡県介護福祉士会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人静岡県介護福祉士会という。(以下「本会」という。)

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所を静岡市に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、介護福祉士の資質向上、社会的地位向上、介護の調査研究の実施、組織強化、制度政策の提言、県民の福祉の増進及び介護の普及に寄与することを目的とし、介護保険法に基づく介護員養成研修事業等、障害者総合支援法に基づく事業を実施する。

(事業)

第 4 条 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護福祉士の資質向上に関する事業
- (2) 介護福祉士の社会的地位向上に関する事業
- (3) 介護調査研究に関する事業
- (4) 介護の普及に関する事業
- (5) 公益社団法人日本介護福祉士会及び他団体との連絡調整及びその事業への協力に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 本会の公告は、電子公告により行う。 <http://shizukai.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、本会の主たる事務所内の掲示場に掲示して行う。

(機関)

第 6 条 本会は、本会の機関として社員総会（以下「総会」という。）及び理事、監事並びに理事会を置く。また、監事会をおくこともできる。

## 第 2 章 会員及び社員

(構成員)

第 7 条 本会の会員は、次の 4 種とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法第 4 2 条の規定により介護福祉士として登録した者であって本会の目的趣旨に賛同し、会費を納入した者
- (2) 準会員 本会の目的趣旨に賛同し、介護福祉士資格を保有しない者であり、会費を納入した者
- (3) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は団体であって、かつ理事会の承認を得て会費を納入した者
- (4) 名誉会員 本会に特別の功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により総会の承認を得た者

(入会)

第8条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 準会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3. 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 本会の会員は、次の各号に該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 会員が退会を申し出たとき。

(2) 会員が死亡したとき。

(3) 会員が社会福祉士及び介護福祉士法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。又は登録を抹消されたとき。

(4) 正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

(除名)

第12条 会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的趣旨に反する行為があった時は総会の特別決議により会員を除名することができる。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする時は、その会員に当該総会の日から一週間前までにその旨を通知するとともに、除名の特別決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(代議員制の採用)

第13条 本会は、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2. 本会の社員は、正会員の居住地又は勤務する職場住所によりブロックに分け、ブロックの正会員数に応じ代議員を選出する。（基準は細則に定める。）

3. 代議員は、正会員の中から選出するものとし、各ブロックの正会員による公募、推薦又は話し合いによる正会員の総意により選出する。

4. 代議員の任期は選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

5. 代議員が第10条（退会）及び第12条（除名等）により、当該ブロックの代議員に欠員が生じたときは、第3項の規定により後任の代議員を選出しなければならない。但し、後任の代議員の任期は、前任の代議員の残余期間とする。

6. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- (8) 法人法第 299 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

### 第 3 章 役 員

（役員及び定数）

第 14 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 4 名以上 25 名以内
  - (2) 監 事 2 名以上 3 名以内
2. 理事から 1 名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3 名以内を副会長とすることができる。

（役員を選任）

第 15 条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議において選任する。

2. 会長、副会長、担当部長、副部長は理事会の決議において選任する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第 16 条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

2. 会長は、本会を代表しその業務を執行し、理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
3. 副会長は、会長を補佐して、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。

（監事の職務及び権限）

第 17 条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。

（役員任期）

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の

終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠又は増員により就任した理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4. 理事及び監事は、辞任又は任期満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当する時は、総会の特別決議に基づき、解任することができる。但し、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

2. 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

(責任の免除)

第 20 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2. 前項の規定にかかわらず、本会は役員が法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

## 第 4 章 総 会

(種別)

第 21 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、社員たる代議員をもって構成する。但し、議決権を持たない会員の出席を妨げない。

(権能)

第 23 条 総会は、法人法及びこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画書及び事業報告書の承認
- (2) 収支予算書及び収支決算書の承認
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 会員等の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 財産の管理方法に関する事項

(開催)

第 24 条 定時総会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に開催する。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

- (2) 代議員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は第24条2項の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する時は、会議の日程、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、代議員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は代議員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した代議員の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第29条 総会に出席できない代議員は、本会の他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項等を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、出席者及び出席者氏名（書面議決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 開催目録、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会決議事項
- ② 総会に付議すべき事項
- ③ 総会の議決した事項の執行に関する事項

④ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で、2 回以上その報告をしなければならない。

2. 理事会は、会長が必要と認めた時、又は理事から会議の目的たる事項を示して、請求があった時に開催する。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

## 第 6 章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第 36 条 本会に、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

2. 名誉会長、顧問及び参与に関する事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

## 第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 37 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 38 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決によって別に定める。

(経費の支弁)

第 39 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算書)

第 40 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 42 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会の承認を得るものとする。

(事業年度)

第 43 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金分配の禁止)

第 44 条 本会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第 8 章 事務局

(設置等)

第 45 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第 47 条 本会は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て解散する。

(残余財産の帰属)

第 48 条 本会が解散したときに残存する財産は、国または本会の意思を引き継ぐ公益的な団体に帰属させる。

## 第 10 章 附 則

(委任)

第 49 条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるもののほか、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(最初の事業年度)

第 50 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員)

第 51 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

前田 万正 静岡県静岡市

飯田 泰子 静岡県沼津市

(設立時役員)

第 52 条 設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 前田 万正

設立時理事 及川 ゆりこ

設立時理事 大原 みつぎ

設立時監事 吉永 京子

設立時代表理事 前田 万正

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に定めない事項はすべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

定款作成日	平成 20 年 11 月 26 日
定款認証日	平成 20 年 12 月 1 日
定款変更日	平成 24 年 4 月 30 日
定款変更日	平成 25 年 4 月 27 日
定款変更日	平成 26 年 4 月 26 日
定款変更日	平成 28 年 5 月 21 日
定款変更日	平成 30 年 3 月 24 日

発行日 令和4年4月27日

発行・問合せ先 一般社団法人 静岡県介護福祉士会事務局  
〒420-0856

静岡市葵区駿府町1-70

静岡県総合社会福祉会館4階

TEL 054-253-0818

FAX 054-253-0829

URL <http://shizukai.jp>

E-mail [shizukai@cy.tnc.ne.jp](mailto:shizukai@cy.tnc.ne.jp)